

議案第69号

清水町議会議員及び清水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和4年9月7日提出

清水町長 阿部 一 男

清水町議会議員及び清水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
の一部を改正する条例

清水町議会議員及び清水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年清水町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。